

| | |
|--------|------------|
| 議会受付番号 | 鎌議第 1190 号 |
| 質問者 | 上畠寛弘 議員 |
| 答弁する者 | 市長（総務部職員課） |

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

平成 27 年 9 月 14 日に代表者会議に報告された懲戒処分

2 質問の要旨

国家公務員が懲戒を受けた場合は氏名明らかにされることから次の質問を行う。

- 1 納税課（再任用職員）小原芳則が懲戒処分を受けたことは事実か。
- 2 本懲戒処分の対象は小原氏が平成 26 年から 44 回も遅刻をしたことも含まれたのか。
- 3 小原氏が遅刻した事実となる打刻記録を若手職員に指示し、改竄させたことは事実か。
- 4 この小原氏は昨年平成 26 年まで鎌倉市職員労働組合委員長を務めていたか。
現在の労働組合内の役職は何か。（別紙参照）
- 5 何故、小原氏の場合は懲戒対象となる事案を起こしたのに、いつもの案件となり、処分前に報告を議会にしなかったのか。
- 6 本件について、吉岡副議長、前川議長から意見や抗議はあったのか。（平成 27 年 9 月 14 日時点）
- 7 小原氏の指示によって悪質な改竄をさせられていた若手職員のメンタルヘルスが懸念されるが問題ないか。主観ではなく科学的に如何か。
- 8 これまでの長い鎌倉市の歴史において、44 回もの大量の遅刻はあるのか。把握している範囲で如何か。
- 9 鎌倉市史上初となるこのような懲戒案件が松尾市長在任時に発生したことについての感想は何か。
- 10 本質問への答弁について労働委員会や公調など公的機関に提供することは公開を前提とする答弁なので可能であるか。

3 答弁

- 1 平成 27 年 9 月 14 日に各派代表者会議に報告させていただきました懲戒処分に

については、納税課職員が処分を受けております。

- 2 当該被処分者については、勤務時間の始めに遅刻を繰り返していたことから、処分に至ったものであり、その回数については 44 回にわたっています。
- 3 当該被処分者は、庶務担当者に出勤時刻の修正を依頼していました。
- 4 当該被処分者は、平成 26 年度は鎌倉市職員労働組合中央執行委員長を務め、平成 27 年度中に副中央執行委員長となりましたが、現在は役職に就いておりません。
- 5 これまでの慣例によれば、事前に報告すべきであったと考えますが、今回の職員が遅刻を繰り返す行為は、職員考查委員会に諮問するのは、初めてのケースであり、実際に懲戒処分に該当するのかどうか、職員考查委員会の審議の行方が分からなかったため、懲戒処分が実際に決定してから報告しようと考えたものです。
- 6 平成 27 年 9 月 9 日の本会議終了後、議長から市長に対して、議会に報告してほしい旨の申し入れがあり、そのように報告すると回答しました。このことを受け、9 月 11 日に正副議長に報告するとともに、併せて各派代表者会議の開催を申し入れたものです。
- 7 出勤時刻の修正依頼を受けていた職員について、現在のところ体調面の不調に関する訴えはありません。
- 8 把握できる範囲では、過去に繰り返し遅刻をしていた職員がいたということはございません。
- 9 9 月 14 日付けで行った懲戒処分については、公務員である以前に社会人として、職員がこのような行為をしたことは、大変申し訳なく、遺憾に思っています。
- 10 本答弁については、公開を前提としていることから、相手方からの依頼があれば提供は可能と考えます。